

番号	該当資料	該当ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
1	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	21	第4章	(1)	①	応募登録の時点で、全ての参加資格（①応募者の資格：a～f）を満たす必要がありますか。提案書提出時に参加資格を満たせばよいでしょうか。	参加資格は公募設置等計画等の提出時点までに満たしている必要があります。ただし、豊田市競争入札参加資格については、P21の※に記載の通りです。
2	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	23	第4章	(2)	③、④	応募登録の締切が4月12日となっている中、質問回答が4月12日となっていますが、回答によっては体制を決定出来ない場合も想定されます。応募登録の締切を5月上旬頃に変更頂けないでしょうか。	応募登録の締切は募集要項どおり4月12日とします。なお、公募設置等計画等の受付時において、応募登録をした代表法人がグループ内に存在する限りグループの構成を変更することが可能です（代表法人の変更も可）。
3	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	23	第4章	(2)	⑤	「公募設置等計画：様式9-2」について、平等な採点等の観点から枚数の制限を記載いただけないでしょうか。（15枚程度：以下は審査配分から割り振った枚数の素案です。） 設置等予定者、指定管理者としての適性 2枚 公募設置等計画の適正（11枚） 1 全体計画 2枚 2 施設整備など（P-PFI） 4枚 3 維持管理・運営（指定管理業務） 5枚 地域貢献等における優れた提案 2枚	応募者の優れた提案を求めるため、枚数の制限は設けていません。
4	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	25	第4章	(3)	①	『公募設置等予定者』に選定された後、基本協定締結に至らず辞退した場合はペナルティは無いと考えてよろしいですか。	今回の公募において特に定めるペナルティはありません。
5	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	12	第3章	(1)	②	ア) 共通事項「豊田市が行う造成から改変がある場合には、認定計画提出者において実施してください。」と記載が御座いますが、特定公園施設の計画に合わせて公募対象公園施設を整備する考えです。上記の考えのもとP14「④公募対象公園施設の場所」には、「原則として想定湛水位よりも高い位置に公募対象公園施設を整備」と記載が御座いますが、造成の一部レベルの修正については造成工事にて負担いただけないでしょうか。	工程・手続上対応が可能で、かつ造成工事費が増額とならない範囲であれば、協議のうえ認定計画提出者のプランを想定した変更を行うことは可能です。
6	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	16、19	第3章	(3)、(7)	②	整備管理運営に資する収入獲得、事業性の向上確保に向け、広告募集やクラウドファンディングの提案を検討しています。 これらの獲得には、「リターン」（広告協賛メリット、寄付行為に対する特典等）が求められますが、一般的に当該事業ならではの特徴的・独自性のある商品設定が有効とされています。 そこで、リターン設定の際に、本施設の利用権や利用優遇制を付加することについて、ご了承いただけますでしょうか。	豊田市に対する寄付については地方税法等を鑑みて返礼とみなされるリターンを設定することはできません。なお、認定計画提出者に対する寄付についてはこの限りではありません。特定公園施設の利用等については公共施設に関する事項になりますので、提案後に豊田市との協議・調整が必要になります。

番号	該当資料	該当ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
7	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	19	第3章	(7)		資料本文に、クラウドファンディング実施による調達資金の分配および充当に関する記載があります。一般的に寄付行為者は、当該事業目的や募集資金の用途に対して理解、共感された方が寄附されるものと認識していますので、クラウドファンディング募集要項に「募集資金の用途」を提示します。そこで、「調達資金を、特定公園施設に充てる場合と、公募対象施設に充てる場合とでは、官民の分配方法や割合にも違いがあるもの」と考えますが、この点に関する基本認識についてお聞かせください。	官民の分配方法や割合、充当先などが合理的・効果的である必要があると考えています。
8	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	17、18	第3章	(4)	③	資料本文に年間指定管理料に関する記載があります。指定管理料の金額等については、豊田市の他の指定管理施設と同様に、毎年度の協議により予算額の変更があり得ると理解してよいでしょうか。	市が支払う指定管理料は、「市が管理運営業務仕様書を変更する場合」又は「基本協定書に規定する事態が発生した場合」を除き、指定期間中は固定金額（指定管理料の変更はしない）です。計画の見込み違いにより経費が増加した場合などにおいて、当初提示された指定管理料を増額してこれを補填することは行わないので、留意してください。（別添資料2 見積注意事項>1>(3)>2つ目の「・」の内容） その他関係部分をご確認ください。
9	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	16	第3章	(3)	①②	一般広告物を掲出する場合、広告料収入を全て特定公園施設の維持管理・運営費に充てることにより、…と記載がありますが、ここでいう「維持管理・運営費」には特定公園施設の整備の費用のうち、認定計画提出者が負担する費用（総額の1割以上）への充当も含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	整備に要する費用は「維持管理・運営費」には含まれません。広告料収入については、特定公園施設の維持管理・運営費にすべて充当してください。
10	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	16	第3章	(3)	①②	一般広告物を掲出する場合、広告料収入を全て特定公園施設の維持管理・運営費に充てることにより、…と記載がありますが、運営独立採算部分である人工芝グラウンド及び駐車場の維持管理・運営費への充当も含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	特定公園施設の維持管理・運営費には、運営独立採算部分に係るものも含まれます。
11	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	16	第3章	(3)	①②	一般広告物を掲出する場合、広告料収入を全て特定公園施設の維持管理・運営費に充てることにより、…と記載がありますが、貴市の負担する指定管理料を限りなく低額とし、発生する特定公園施設の維持管理・運営費に充てたうえで、なお広告料収入が過大となった場合は、認定計画提出者の収入としてよろしいでしょうか。（超過分を公募対象公園施設の整備費等に充てて良いかの確認です。）	広告料収入を公募対象公園施設の費用に充当することはできません。なお、広告料収入が特定公園施設全体の維持管理・運営費の総額を超えることは想定していません。
12	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	19	第3章	(6)		先行整備区域内の特定公園施設（人工芝グラウンド等）の名称については、豊田市と協議の上、認定計画提出者のグループの構成員の名前等を付けることができます。とありますが、自主事業として、ネーミングライツ制度を利用し企業等から得た対価を認定計画提出者の収入としてよろしいでしょうか。	グループ外の企業等の名称をつけることはできないため、ネーミングライツ制度を利用した対価の発生は想定していません。

番号	該当資料	該当ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
13	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	29	第4章	(7)	①	リスク分担表内に記載のある「工事費の変動」につきまして、注釈※4にて、「運営独立採算部分は除く」とありますが、運営独立採算部分の工事におけるリスク分担は貴市及び認定計画提出者のどちらの分担になるのでしょうか。	リスク分担表を以下の内容で修正します。詳細は後日公開する修正版をご確認ください。 ・運営独立採算部分を含む特定公園施設については、一定超の物価変動に伴う工事費の変動は豊田市の分担 ・公募対象公園施設についての工事費の変動は認定計画提出者の分担
14	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	29	第4章	(7)	①	リスク分担表内に記載のある「工事費の変動」につきまして、注釈※4にて「運営独立採算部分は除く」とありますが、リスク分担が認定計画提出者となる場合、特定公園施設の工事費における物価変動はあくまで特定公園施設の「工事」に掛かるものであり、運営独立採算における利用料金収入等はP.5に記載のとおり「維持管理・運営費を賄う」と定義されています。よって特定公園施設の工事費における物価変動は想定されおらず、費用面での大きなリスクが認定計画提出者に生じることから、指定管理部分と同様に貴市としていただけないでしょうか。	リスク分担表を以下の内容で修正します。詳細は後日公開する修正版をご確認ください。 ・運営独立採算部分を含む特定公園施設については、一定超の物価変動に伴う工事費の変動は豊田市の分担 ・公募対象公園施設についての工事費の変動は認定計画提出者の分担
15	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	31	第4章	(8)		第三者に対して損害を与えた場合の賠償資力確保等への対策として、損害保険へ加入してください。と記載がありますが、この場合の第三者賠償保険の内容（保険金額（対人・対物）や免責金額等）の指定は無く、認定計画提出者の判断によるという解釈でよろしいでしょうか。	第三者賠償責任保険の内容の指定はありません。ただし、内容が不足すると豊田市が判断した場合は、基本協定締結までに変更を求める場合があります。
16	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	14	第3章	(2)	①	特定公園施設のうち、駐車場整備について、駐車管制機器については特定公園施設として整備することで宜しいでしょうか。	整備関連要求水準書P16にあるとおり、駐車場料金徴取に必要な機能を特定公園施設として整備する必要がありますが、それとは別の施設について特定公園施設以外として提案することを制限するものではありません。
17	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	16	第3章	(4)	①	行為の許可に基づく使用料は指定管理者の収入に属しますでしょうか。	行為許可使用料は豊田市に帰属します。
18	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	17	第3章	(4)	②	自動販売機の設置許可の使用料の額をご教示下さい。	豊田市都市公園使用料及び利用料金条例 別表第3により、1㎡1年につき1,000円です（令和6年4月現在）。なお、公募対象公園施設として提案する場合はP14に記載の通りです。
19	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	19	第3章	(4)	③ウ	駐車場（専用利用）に係る利用料金については指定管理者の収入に属しますでしょうか。 市に料金を収める必要が有る場合には、駐車枠に係る台数分が駐車場敷地全ての面積に係るのかご教示下さい。	駐車場（専用利用）に係る利用料金は指定管理者の収入になります。
20	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	19	第3章	(7)		提案時点で効果的な資金調達が見込めない場合は提案なしでも可能でしょうか。	可能です。ただし、選定審査の評価対象となります。

中央公園民間活力導入事業 質問への回答

番号	該当資料	該当ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
21	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	24	第4章	(2)	⑤	表3の(正・副)提出部数について何部必要かご教示下さい。	該当部分を追記しますので、後日公開する修正版をご確認ください。
22	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	27	第4章	(5)	③	譲渡契約について、議会で否決された場合、事業者に責の無い場合における特定公園施設整備に要した費用についてはどのような取扱いになりますでしょうか。	P29のリスク分担表>【共通】>協定等締結の中止等に従います。
23	公募設置等指針及び指定管理者募集要項	31	第4章	(8)		事業破綻時の措置として賠償資金確保等への方策として損害保険への加入を求められておりますが、履行保証保険を付保することの理解で宜しいでしょうか。	履行保証保険でなく、第三者賠償責任保険を想定していますが、他の保険の追加を制限するものではありません。
24	指定管理業務要求水準書	13	第5章	(2)	①	公園施設の保守管理について ・事業期間中に生じる人工芝の全面張替は、1回分のみ市が負担する。 とありますが、張替工事の費用は当事業の中に含まれるのでしょうか。あるいは別工事として発注となるのでしょうか。	当該費用は本事業には含まれません。別工事として費用は別途豊田市が負担します。
25	整備関連要求水準書	6	第3章	(1)	①	「人工芝」について 仕様 JFA公認ロングパイル パイル長 対象用途に適したパイル長(参考:55~65mm)とありますが、芝の種類等、他に考慮する仕様はありますか。	要求水準書等公募書類に記載している以外の仕様については、特に市からの指定はありません。
26	整備関連要求水準書	6	第3章	(1)	①	「その他」について サッカーコートのライン整備は必須となっておりますが、以下の必要備品は提案施設の扱いとなりますでしょうか。 ・サッカーゴール 最大2面分 ・少年サッカーゴール 最大4面分 ・コーナーフラッグ 4本×最大4面分 ・フットサルゴール	別紙5に記載する提案施設とすることが可能です。 公募設置等指針及び指定管理者募集要項P17に記載のとおり豊田市が調達する備品として提案することも可能です。
27	整備関連要求水準書	6、7	第3章	(1)	①	「その他」について ・フィールド長軸の南北東西等の配置は任意とする。ただし市の一次造成は東西配置を想定したものである。とありますが、 長軸を東西配置とした場合、朝日や夕陽が眩しくプレーしにくいことが想定されますので、南北配置が望ましいと思われれます。グラウンド2面を南北配置にすることはレイアウト的に可能でしょうか。	南北配置を提案いただくことは可能です。その場合、整備関連要求水準書等に記載の諸条件を検討のうえ提案してください。

番号	該当資料	該当ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
28	整備関連要求水準書	16	第3章	(3) イ	g	<p>駐車料金徴取に必要な機能を整備すること。とありますが、機械式のゲートバーを設置する場合、設備を購入するよりもリースの方が総額費用を抑制できる場合、リースにて生じる費用を「整備費用」として計上してもよろしいでしょうか。独立運営部分における工事費と運営費の負担先が異なることから生じる懸念であり、コストの全体最適を優先するため運営費となった場合にも貴市にてご負担いただければと考えております。</p>	<p>特定公園施設は公園開設時までに豊田市への所有権の引渡しが必要となります。それができない場合は、整備費用とはできませんし、整備の要件を満たしていないこととなります。</p>
29	整備関連要求水準書	18	第3章	(4) イ	a. i	<p>中高木の植栽密度については、30本/100㎡と記載がありますが、地被（芝生を含む）・低木の植栽密度についての基準の記載がありません。この場合、愛知県条例の基準を満たす計画として、「大規模行為届出の手引」愛知県 令和4年4月発行書籍P.21【別表第3（第54関係）】緑地の確保に関する基準より</p> <p>①低木の植栽密度は、6本以上/10㎡=60本以上/100㎡</p> <p>②芝生は1区画の面積が50㎡以上全面芝地のもの</p> <p>上記を基準と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>地被（芝生を含む）・低木については、個別には規定していませんので、愛知県条例及び「大規模行為届出の手引」（愛知県）の内容を確認のうえ、P17（4）ア）c.に記載のとおり最低限これを満たすものとしてください。</p>
30	別添資料5	4	別紙1	ウ		<p>建設期間中の物価変動に伴う改定は…とありますが、物価変動を試算する際の起算日は「特定公園施設整備・譲渡契約締結の日」（令和7年8月頃）という解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>建設期間中の物価変動に伴う改定は、「豊田市工事請負契約約款」第26条を準用して行うものとし、同条第1項中「請負契約締結の日」を「特定公園施設整備・譲渡契約締結の日」と読み替えるものとします。</p> <p>なお、公募設置等指針及び指定管理者募集要項P10に記載の「特定公園施設整備・譲渡契約の締結」の時期（予定）は令和6年12月に変更する予定ですので、詳細は後日公開する修正版をご確認ください。</p>
31	別添資料5	4	別紙1	ウ		<p>建設期間中の物価変動に伴う改定は…とありますが、物価変動に関する変動率は「実費（積算金額）」にて協議いただけるという解釈でよろしいでしょうか。参照する指標等があればお示しください。</p>	<p>該当部分に定めのない事項は協議により決定します。</p>
32	別添資料5	4	別紙1	ウ		<p>建設期間中の物価変動に伴う改定は…とありますが、公募設置等計画等の提出期間（令和6年6月28日まで）から「特定公園施設整備・譲渡契約締結の日」（令和7年8月頃）までの物価変動については、変動分を想定して積算し、価格提案書へ記載する金額は令和7年8月頃までの変動分を見込んだ金額で提出するという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>「豊田市工事請負契約約款」第26条第1項中「請負契約締結の日」を「特定公園施設整備・譲渡契約締結の日」と読み替えるものとしませんが、変動分を見込んだ金額とするかは応募者でご確認ください。</p> <p>なお、公募設置等指針及び指定管理者募集要項P10に記載の「特定公園施設整備・譲渡契約の締結」の時期（予定）は令和6年12月に変更する予定ですので、詳細は後日公開する修正版をご確認ください。</p>
33	別添資料4	20	第7章	第69条	2	<p>契約の保証金として本設置許可の使用料の12か月分に相当する金額について、保険会社との履行保証保険の加入により保証金支払いの免除になりますでしょうか。</p>	<p>豊田市の他の契約等の規定を鑑み、選定後の協議が整えば履行保証保険締結により契約保証金を免除します。</p>

中央公園民間活力導入事業 質問への回答

番号	該当資料	該当ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
34	様式集		様式10	1	①	価格提案書の比率（％）については、何に対する比率をそれぞれ記入すれば良いかご教示下さい。	「特定公園施設の建設に要する費用」は、建設費の総額とし比率は100％を記入、「収益等からの充当額」及び「豊田市に負担を求める額」の比率は、「特定公園施設の建設に要する費用」に対する比率としてください。
35	様式集		様式11	※		資金調達計画書について、金融機関からの借入金が無い場合については、金融機関からの関心表明書については不要で宜しいでしょうか。	借入金が無い場合は金融機関からの関心表明書の添付は不要です。
36	様式集		様式9-2	②	【記載における注意事項】 3	公募対象公園施設の設置及び運営について、1施設について1～2ページを基本として記載するようにはありますが、それ以外の項目についてページ制限は無い理解で宜しいでしょうか。	公募対象公園施設以外の項目についてページ制限は設けていません。
37	様式集		様式9-2	②	【記載における注意事項】 3	例で示されている「プレイ録画用カメラ」についても1施設とみなされるでしょうか。	1施設とみなします。なお、その他の施設と合わせてより賑わい創出・利便性の向上に資する公募対象公園施設の提案を期待しています。
38	様式集		様式12			収支様式において、事業期間中に市が負担する人工芝1回の張替え費用については、事業者が提案した費用及び市負担金を実施年度に計上すれば宜しいでしょうか。	豊田市が負担する費用は計上しないでください。
39	様式集		様式12			公募対象公園施設をリースで調達・整備した場合には、投資活動によるキャッシュフローではなく営業活動によるキャッシュフローの営業支出・公募対象公園施設の費用に計上することで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、設置許可は施設の設置者に対して出す必要がありますが、グループ外のリース会社が設置者となる施設の場合、設置許可を受ける者が認定計画提出者と異なってしまうため、公募対象公園施設にはできません。グループでの応募の場合、施設の設置者がグループ内に含まれている必要があります。
40	様式集		様式5	2		申請者の概要欄の「予算の概要」については、令和6年度の売上高や営業利益等の予算を記載すればよろしいでしょうか。また、「事業の執行体制」についてはどのような内容を記載させていただければよろしいでしょうか。	現事業年度の団体全体の収支予算の主な情報（株式会社では純売上高、その他の団体ではこれに相当するもの）を記載ください。
41	様式集		様式5,6-1,6-2,6-3,8,10			様式10の価額提案書については「実印」と記載がありますが、その他様式の㊟箇所については、使用印(認印)で押印の上、提出でもよろしいでしょうか。	様式10 価額提案書は実印、様式8 共同企業体協定書の印は代表者印とする必要がありますが、その他については特に規定していません。